# 生駒市バリアフリー基本構想

(案)

[概要版]

令和 年 月

生駒市

# 策定の背景と目的

高齢者や障がい者、妊婦やけが人なども含めて、誰もが包摂され活躍できる社会とするには、これらの人々が自立した日常生活と社会生活を営むことができる環境の整備を進めていくことが重要であり、社会の中にあるさまざまな障壁(=バリア)を取り除いていくことで生活しやすくしようという「バリアフリー」の考え方は非常に重要な意義を持っています。

バリアフリーを具体的に推進するため、それまでのバリアフリーに関する法律を統合し、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が施行されました。

「バリアフリー基本構想」は、バリアフリー法に基づき市町村が作成するもので、重点的かつ一体的なバリアフリー化を進める必要のある「重点整備地区」を指定し、駅・道路・建物など当該地区におけるバリアフリー化のための方針や事業等を定めるものです。

「生駒市バリアフリー基本構想」は、こうした制度を活用し、高齢者や障がい者だけでなく、幅広く誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを、多様な関係者の協働により推進することを目的として策定します。

なお、基本構想の期間は、令和13(2031)年度までとし、特定事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行うこととします。



出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(平成 31 年 3 月国土交通省) 図1. 重点整備地区における一体的整備のイメージ

# 基本理念と基本方針

本市のバリアフリーの基本理念は、以下のとおりとします。

また、基本理念に基づき、地域の特性や課題に即した実効性ある取組を推進するため、バリアフリーのまちづくりの基本方針を以下のように定めます。

生駒市のバリアフリーの基本理念 暮らしやすく参加しやすい、バリアフリーでつながる地域づくり

#### 基本理念を実現するための基本方針

安全安心な移動ネットワーク の確保

誰もが社会参加できるユニバ ーサルデザインのまちづくり

心のバリアフリーの推進

## 基本的な整備方針

### ■重点整備地区

重点的かつ一体的なバリアフリー化を進める必要のある区域として、①鉄道駅からの徒歩圏として概ね半径 500m 以内の範囲で、②公共施設や医療及び福祉施設、大規模な商業施設等、市民の社会活動や日常生活に不可欠な施設が3箇所以上立地しており、③駅舎や、その周辺の主要な移動経路においてバリアフリー上の対応が遅れている区域について、優先して重点整備地区に設定します。

### ■生活関連施設と生活関連経路

高齢者や障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する鉄道駅、公共施設、大規模商業施設等を「生活関連施設」として設定し、これらを相互に結び歩行者ネットワークを確保する必要がある経路を「生活関連経路」に設定します。なお、移動等円滑化基準を満たせない一部の経路については、可能な限りバリアフリー化を推進すべき経路として「準生活関連経路」として位置づけます。

### ■特定事業

重点整備地区内に所在する駅、鉄道車両及び乗合バス車両、生活関連経路に設定された道路、生活関連施設に設定された建築物、信号等の交通安全施設のほか、不特定多数が利用する路外駐車場や都市公園を対象に、移動等円滑化を満たすために実施すべきバリアフリー化事業の内容を定めるものです。なお、特定事業に指定されると、事業の実施者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

#### 公共交通

# 特定事業の例

- 高齢者や障がい者等が円滑・安全に利用できる経路や案内情報、多機能トイレ等を確保します。
- 高齢者や障がい者等が利用しやすい車両を確保します。

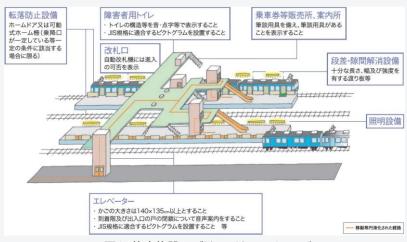


図2. 旅客施設のバリアフリーのイメージ

#### 道路

- 高齢者や障がい者等が円滑・安全に利用できる幅員、勾配の歩道を確保します。
- •必要に応じて、視覚障がい者誘導用ブロックを適切に敷設します。

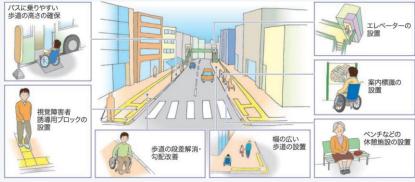


図3. 道路のバリアフリーのイメージ

図の出典:バリアフリー新法の解説パンフレット(国土交通省)

# 心のバリアフリー

### ■心のバリアフリーの考え方

「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的 障壁の相互作用によって創り出されているもの であり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務 である、という考え方を「障がいの社会モデル」 といいます。高齢者や障がい者等にとって、社会 にある障壁は、事物、制度、慣行、観念等の様々 なものがあり、日常生活や社会生活において相 当な制限を受ける状態をつくっており、社会の責 務として、この障壁を取り除いていく必要があり ます。

### 各人が「心のバリアフリー」を 体現するためのポイント

- ①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社 会の責務であるという「障がいの社会モデル」を 理解すること。
- ②障がいのある人(及びその家族)に対して不当な 差別的取扱いをせず、合理的配慮\*の提供を行う こと。
  - ※障がいのある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

### ■心のバリアフリーの取組

生駒市における心のバリアフリーの取組は、「各人が「心のバリアフリー」を体現するためのポイント」を市民一人ひとりが実践することができるよう、「理解を深めるための啓発・広報活動」と「実際に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動」を通じて、人づくり、しくみづくりを進めていくこととします。



# 理解を深めるための 啓発・広報活動

- ①普及、啓発の促進
- ②配慮の必要性を示すマークの普及啓発
- ③子どもと高齢者との世代間交流の実施

#### 実際に行動につなげるための 支援となる幅広い教育活動

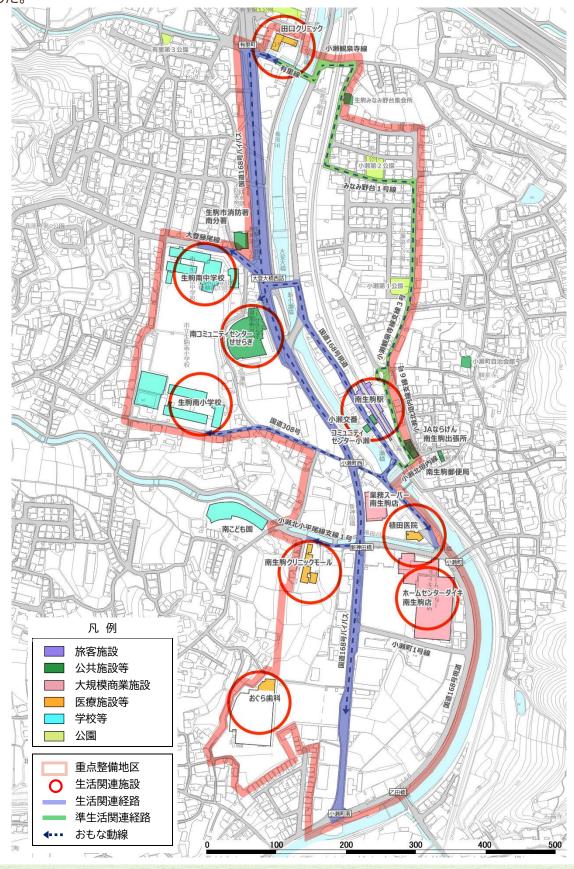
- ①学校における障がい者理解に向けた教育の実施
- ②市民向けセミナー・イベント等の実施
- ③誰もがサポーターとなるための教育、啓発活動の実施



## 重点整備地区

南生駒駅周辺は、公共施設等の集積が確認されるにもかかわらず、駅舎のバリアフリー化が遅れています。また、南生駒駅は南部の地域拠点に位置付けられていることもあり、優先順位が最も高いことから、南生駒駅周辺において重点整備地区を設定することとします。

重点整備地区は、高齢者や障がい者等をはじめ不特定多数が日常的に利用する生活関連施設が立地し、 それらの相互の移動が徒歩で行われる生活関連経路・準生活関連経路を含む範囲として、図のように設定 しました。



## 主な特定事業

### 公共交通(近鉄南生駒駅)

#### 主な事業

- ❖ 鉄道駅の地平化
- ❖トイレ、待合室のバリアフリー対応

### 道路(国道168号バイパス)

#### 主な事業

- ❖ 点字ブロックの設置(整備済区間)
- ❖ 歩行空間のバリアフリー化(未整備区間)

### 交通安全(国道168号バイパス)

#### 主な事業

- ❖ 視覚障害者用付加装置の設置 (音響式信号機)
- ❖ 青信号延長機能の設置 (押しボタン式)

### 道路(鉄道駅周辺)

#### 主な事業

- ◆駅東西間の移動経路の円滑化 (跨線横断歩道橋の整備)
- ❖ 西口駅前における車両乗降場等の整備及び歩 道の改善

### 道路(国道168号現道)

### 主な事業

- ❖維持、修繕等による歩道の平坦性の確保
- ❖河川改修、バイパス整備事業の進捗及び地元との合意形成を踏まえた歩行空間の確保

## 教育啓発

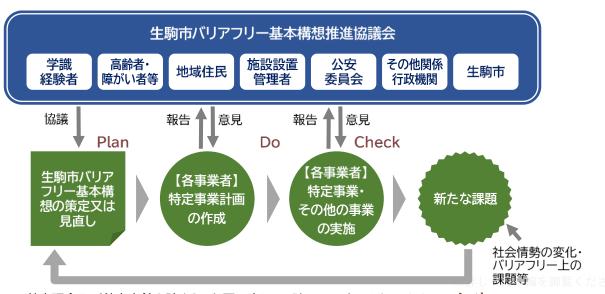
#### 主な事業

- ❖ 小中学校におけるバリアフリー教育の実施
- ❖ 講座等の啓発活動の実施

### バリアフリーの推進に向けて

基本構想(地区別構想)で位置づけた特定事業については、今後各施設等の管理者がそれぞれ特定事業計画を作成し、事業を実施していくことになります。

重点整備地区における事業の進捗状況及び市内全体のバリアフリー化の状況について、「生駒市バリアフリー 基本構想推進協議会」を軸とした下記の PDCA サイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の 確保・改善、また段階的かつ継続的な向上(スパイラルアップ)を図ることとします。



基本理念及び基本方針を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行います。 Action

生駒市バリアフリー基本構想(案) [概要版] 令和 年 月